

熊本県公報

第 1 1 5 9 0 号
平成 19 年 8 月 22 日 (水)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

告 示

- 臨時種畜検査の実施……………(畜産課) 1
- 漁獲共済義務加入に係る契約締結申込みの同意成立……………(団体支援総室) 1
- 障害者自立支援法に基づく事業者の指定……………(障害者支援総室) 2
- ”……………(”) 2
- ”……………(”) 2
- 保安施設地区の指定に関する予定……………(森林保全課) 3
- 保安林の指定に関する予定……………(”) 3
- 大門港港湾施設の概要……………(港湾課) 4

公 告

- 開発行為工事完了……………(建築課) 6
- ”……………(”) 6
- 県営土地改良事業計画の変更……………(農村計画・技術管理課) 6
- 大規模小売店舗立地法に基づく届出……………(商工政策課) 6
- 第二種大規模小売店舗立地法特例区域に係る大規模小売店舗立地法に
基づく届出……………(”) 7
- 阿蘇中部広域営農団地整備計画の変更……………(農林水産政策課) 7
- 大規模小売店舗立地法に基づく届出に対する市町村からの意見……………(商工政策課) 7

登 載 依 頼

- 第 30 回熊本県地方港湾審議会を開催……………(港湾課) 8
- 道路交通法第 108 条の 4 第 1 項に基づく取消処分者講習を行わせる指
定講習機関……………(警察本部運転免許試験課) 8

告 示

熊本県告示第 712 号

家畜改良増殖法（昭和 25 年法律第 209 号）第 4 条第 1 項第 2 号に規定する臨時種畜検査を次のとおり実施する。
平成 19 年 8 月 22 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 実施の目的
優良な種畜を確保し、家畜の改良増殖を促進するため。
- 2 検査対象
家畜改良増殖法第 4 条に規定する牛の雄
- 3 検査の期日及び場所

検 査 日	時 間	場 所
平成 19 年 9 月 12 日 (水)	午前 10 時から	熊本県農業研究センター (合志市栄 3801)

熊本県告示第 713 号

漁業災害補償法（昭和 39 年法律第 158 号）第 108 条第 5 項において準用する同法第 105 条の 2 第 3 項の規定による届出があり、同条第 1 項に規定する要件に適合すると認められるので、同条第 4 項の規定により、次のとおり告示する。
平成 19 年 8 月 22 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

義務加入が成立した加入区の区域	漁 業 の 区 分
天草漁業協同組合の地区のうち天草市河浦町崎津の地区	手繰網漁業

熊本県告示第 714 号

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項の規定により指定障害者支援施設を次のとおり指定した。

平成 19 年 8 月 22 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

施設の名称及び所在地	設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号
高森寮 阿蘇郡高森町大字色見字下原口 822 番地	社会福祉法人 立正福祉会 阿蘇郡高森町大字色見字下原口 822 番地 池上 尊義	平成 19 年 8 月 1 日	4311330031

熊本県告示第 715 号

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項の規定により指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成 19 年 8 月 22 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	指定障害福祉サービスの種類
高森寮グループホーム・ケアホーム事業所 阿蘇郡高森町大字色見字下原口 822 番地	社会福祉法人 立正福祉会 阿蘇郡高森町大字色見字下原口 822 番地 池上 尊義	平成 19 年 8 月 1 日	4321330013	共同生活介護

熊本県告示第 716 号

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項の規定により指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成 19 年 8 月 22 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	指定障害福祉サービスの種類
ニチイケアセンター 健軍 熊本市水前寺六丁目 27-20 神水恵比須ビル 1 階	株式会社 ニチイ学館 東京都千代田区神田駿河台二丁目 9 番地 森 嶺	平成 19 年 8 月 1 日	4310100492	居宅介護
ニチイケアセンター 楠 熊本市龍田五丁目 10-62 龍田第 2 ビル 1 階	株式会社 ニチイ学館 東京都千代田区神田駿河台二丁目 9 番地 森 嶺	平成 19 年 8 月 1 日	4310100500	居宅介護
ニチイケアセンター 保田窪 熊本市保田窪四丁目 10-68	株式会社 ニチイ学館 東京都千代田区神田駿河台二丁目 9 番地 森 嶺	平成 19 年 8 月 1 日	4310100518	居宅介護
ニチイケアセンター 平成 熊本市平成 1-11-5 ウエステリア 101	株式会社 ニチイ学館 東京都千代田区神田駿河台二丁目 9 番地 森 嶺	平成 19 年 8 月 1 日	4310100526	居宅介護
ニチイケアセンター けいとく 熊本市練兵町 74 清香アー	株式会社 ニチイ学館 東京都千代田区神田駿河台二丁目 9 番地	平成 19 年 8 月 1 日	4310100534	居宅介護

トビル 1 階	森 嶺			
ニチイケアセンター 山鹿 山鹿市鹿校通 2-2-43 ラン パービル 3 階	株式会社 ニチイ学館 東京都千代田区神田駿河台二 丁目 9 番地 森 嶺	平成 19 年 8 月 1 日	4310500162	居宅介護
ニチイケアセンター 玉名 玉名市滑石 2621-1	株式会社 ニチイ学館 東京都千代田区神田駿河台二 丁目 9 番地 森 嶺	平成 19 年 8 月 1 日	4310400124	居宅介護

熊本県告示第 717 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 44 条において準用する同法第 29 条の規定により次の森林を保安施設地区予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 44 条において準用する同法第 30 条の規定により告示する。

平成 19 年 8 月 22 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安施設地区予定森林の所在場所
 - (1) 次に掲げる土地に存する標柱 1 号から標柱 232 号までを順次結んだ線及び標柱 1 号と標柱 232 号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）
熊本県阿蘇市一の宮町宮地字東小中尾 5373 の 3、5373 の 5、字上小中尾 5388 の 3
 - (2) 次に掲げる土地に存する標柱 233 号から標柱 237 号までを順次結んだ線及び標柱 233 号と標柱 237 号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）
熊本県阿蘇市一の宮町宮地字東小中尾 5373 の 3
 - (3) 次に掲げる土地に存する標柱 238 号から標柱 245 号までを順次結んだ線及び標柱 238 号と標柱 245 号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）
熊本県阿蘇市一の宮町宮地字東小中尾 5373 の 3
 - (4) 次に掲げる土地に存する標柱 246 号から標柱 253 号までを順次結んだ線及び標柱 246 号と標柱 253 号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）
熊本県阿蘇市一の宮町宮地字東小中尾 5373 の 3
 - (5) 次に掲げる土地に存する標柱 254 号から標柱 258 号までを順次結んだ線及び標柱 254 号と標柱 258 号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）
熊本県阿蘇市一の宮町宮地字東小中尾 5373 の 3、字上小中尾 5388 の 3
 - (6) 次に掲げる土地に存する標柱 259 号から標柱 270 号までを順次結んだ線及び標柱 259 号と標柱 270 号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）
熊本県阿蘇市一の宮町宮地字東小中尾 5373 の 3
 - (7) 次に掲げる土地に存する標柱 271 号から標柱 279 号までを順次結んだ線及び標柱 271 号と標柱 279 号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）
熊本県阿蘇市一の宮町宮地字東小中尾 5373 の 3、字上小中尾 5388 の 3
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 4 指定の有効期間 5 年
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県阿蘇地域振興局並びに阿蘇市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第 718 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 30 条の規定により告示する。

平成 19 年 8 月 22 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字河陰字鳥越 5267 の 1
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のおりとする。
(「次のおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県阿蘇地域振興局並びに南阿蘇村役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 719 号

港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 34 条において準用する同法第 12 条第 5 項の規定により、熊本県が管理する港湾施設の概要を次のおり告示し、告示の日から供用を開始する。

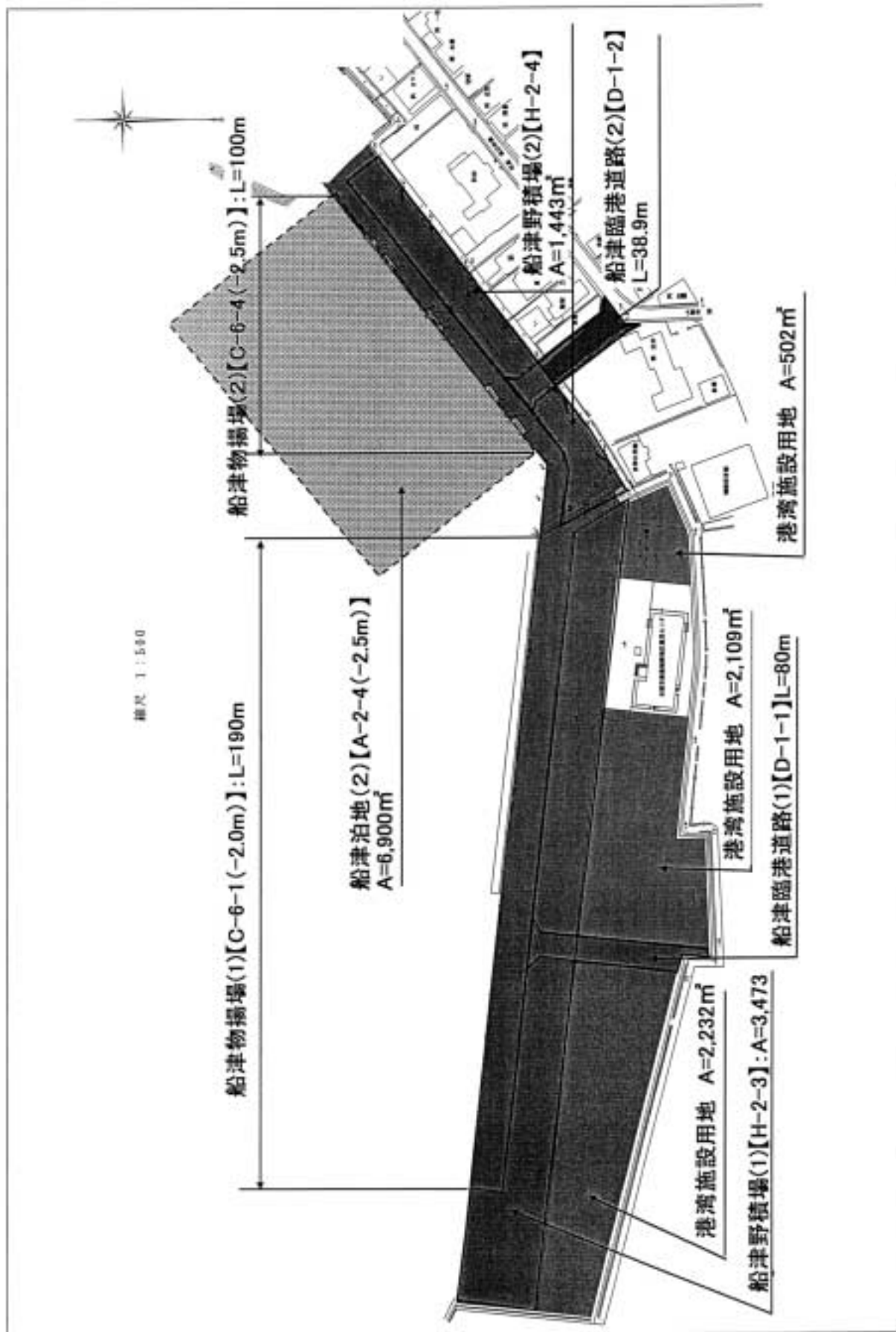
平成 19 年 8 月 22 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 港湾名 大門港
- 2 所在 天草市楠浦町字古釜 256-12 地先
- 3 概要

番号	種 類	数 量 及 び 能 力 (構 造)
①	物揚場	延長 190 メートル 水深マイナス 2.0 メートル
②	野積場	面積 3,473 平方メートル アスファルト舗装
③	道路	延長 80 メートル 幅員 8.2 メートル
④	回頭泊地	面積 6,900 平方メートル 水深マイナス 2.5 メートル
⑤	物揚場	延長 100 メートル 水深マイナス 2.5 メートル
⑥	野積場	面積 1,443 平方メートル 舗装無
⑦	道路	延長 38.9 メートル 幅員 8.0 メートル
⑧	港湾施設用地	面積 4,843 平方メートル

4 位置図



公 告

熊本県公告第 690 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 19 年 8 月 22 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市幾久富字中沖野 1758 番 49 の一部、同 1758 番 386、同 1758 番 387 及び同 1758 番 503
1,284.52 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市健軍本町 29 番 8 号ナショナルビル
株式会社ナショナル商事

熊本県公告第 691 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 19 年 8 月 22 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
(二工区)
菊池郡菊陽町大字久保田字役給 133 番 1 及び同 133 番 3
302.13 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
菊池郡菊陽町大字久保田 133 番地
宗教法人浄光寺

熊本県公告第 692 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条の 3 第 1 項の規定に基づき、県営中くま地区土地改良事業（農業用排水施設、農業用道路、区画整理、農用地の保全）の計画を変更したので、同条第 6 項において準用する同法第 87 条第 5 項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に異議申立てをすることができる。

平成 19 年 8 月 22 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
変更後の県営中くま地区土地改良事業（農業用排水施設、農業用道路、区画整理、農用地の保全）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成 19 年 8 月 23 日から平成 19 年 9 月 20 日まで
- 3 縦覧場所
あさぎり町役場

熊本県告示第 693 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）附則第 5 条第 1 項の規定による届出があったので、同条第 4 項及び同法第 6 条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成 19 年 8 月 22 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ベスト電器北熊本店
熊本市室園町 601 ほか
- 2 変更しようとする事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
変更前 開店時刻 午前 9 時 閉店時刻 午後 9 時
変更後 開店時刻 午前 9 時 閉店時刻 午前 3 時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
変更前 午前 8 時 30 分から午後 9 時 30 分まで
変更後 午前 8 時 30 分から午前 3 時 30 分まで
- 3 変更する年月日
平成 19 年 8 月 1 日
- 4 届出年月日

- 平成 19 年 7 月 31 日
- 5 届出の縦覧場所及び縦覧期間
 熊本県商工観光労働部商工政策課
 平成 19 年 8 月 22 日から平成 19 年 12 月 22 日まで

熊本県公告第 694 号

中心市街地の活性化に関する法律（平成 10 年法律第 92 号）第 55 条第 3 項の規定に基づく第二種大規模小売店舗立地法特例区域に係る大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 5 条第 1 項の規定による届出があったので、大規模小売店舗立地法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成 19 年 8 月 22 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 （仮称）JPC 八代商業施設
 八代市本町三丁目 1 番 2 号
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名
 - （1）設置する者
 JPC 九州八代開発合同会社 代表社員 中塚賀晴
 大阪府大阪市中央区南新町一丁目 2 番 4 号
 - （2）小売業を行う者
 マックスバリュ九州株式会社 代表取締役 坂野邦雄
 福岡県福岡市博多区博多駅東三丁目 13 番 21 号
- 3 大規模小売店舗を新設する日
 平成 19 年 8 月 30 日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
 1,690 平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - （1）駐車場の収容台数
 75 台
 - （2）駐輪場の収容台数
 58 台
 - （3）荷さばき施設の面積
 62 平方メートル
 - （4）廃棄物等の保管施設の容量
 38 立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - （1）大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 24 時間営業
 - （2）来客が駐車場を利用することができる時間帯
 24 時間
 - （3）駐車場の自動車の出入口の数
 2 か所
 - （4）荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
 午前 6 時から午後 10 時まで
- 7 届出年月日
 平成 19 年 7 月 31 日
- 8 届出の縦覧場所及び縦覧期間
 熊本県商工観光労働部商工政策課及び八代地域振興局総務振興課
 平成 19 年 8 月 22 日から平成 19 年 12 月 22 日まで

熊本県公告第 695 号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 13 条第 1 項の規定により阿蘇中部広域営農団地整備計画を変更したので、同条第 4 項において準用する第 12 条第 2 項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成 19 年 8 月 22 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

計 画 書 名	縦 覧 場 所
阿蘇中部広域営農団地整備計画書	熊本県農林水産部農林水産政策課 熊本県阿蘇地域振興局農林部農業振興課

熊本県公告第 696 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 5 条第 1 項の規定に基づき平成 19 年

3 月 2 日に行われた届出に対し、同法第 8 条第 1 項の規定により宇城市から意見書の提出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成 19 年 8 月 22 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパードラッグコスモス宇城松橋店
宇城市松橋町松橋 196 番地 1 ほか
- 2 市町村意見の概要
意見なし
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課及び宇城地域振興局総務振興課
平成 19 年 8 月 22 日から平成 19 年 9 月 22 日まで

登載依頼

熊本県地方港湾審議会公告第 1 号

第 30 回熊本県地方港湾審議会の会議を、次のとおり開催します。

なお、当該会議の傍聴手続きは、次のとおりです。

平成 19 年 8 月 22 日

熊本県地方港湾審議会

- 1 開催日時
平成 19 年 8 月 29 日（水）
午後 1 時 30 分から午後 3 時
- 2 開催場所
熊本県熊本市水前寺 6-18-1
熊本県庁行政棟新館 2 階 AV 会議室
- 3 議題
八代港港湾区域の指定
長洲港臨港地区の指定
- 4 傍聴者の定員
20 人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、審議会の会長の許可を得たうえで、会議の会場に入ることができます。
(2) 傍聴の手続きは、先着順で行い、定員になり次第終了します。
- 6 お問い合わせ先
熊本県熊本市水前寺 6-18-1
熊本県地方港湾審議会事務局（熊本県土木部港湾課）
（電話 096-333-2514）

熊本県公安委員会告示第 12 号

道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 108 条の 4 第 1 項の規定により、次のように指定講習機関を指定したので、指定講習機関に関する規則（平成 2 年国家公安委員会規則第 1 号）第 3 条の規定により告示する。

平成 19 年 8 月 22 日

熊本県公安委員会委員長 松村 敏人

名称、住所及び代表者の氏名	特定講習の業務を行う事務所の名称及び所在地	特定講習の種別	指定を行った年月日
有限会社 熊本南自動車学校 宇土市松山町 2300 番地 野上 武	熊本南自動車学校 宇土市松山町 2300 番地	取消処分者講習	平成 19 年 8 月 9 日
株式会社 菊池自動車学校 菊池市木柑子 1427 番地 岩崎淳一	菊池自動車学校 菊池市木柑子 1427 番地	取消処分者講習	平成 19 年 8 月 9 日